

目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会設置要綱

平成30年4月11日目区文第199号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区文化ホール及び目黒区美術館を管理する指定管理者の選定のため設置する目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、目黒区文化ホール及び目黒区美術館の指定管理者の選定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者候補者の選定のための評価基準の策定等に関すること。
- (2) 法人その他の団体から提出される事業計画等の評価及び候補者の選定に関すること。

(構成委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号のいずれかにに該当する者の中から区長が依頼する。ただし、申請団体との関係において利害関係を有する組織の代表、役員及びこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む。）は委員になることができない。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 経営に関する有識者 1名
- (3) 区民 2名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が指定した日から指定管理者の候補者の選定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員が3名以上出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は非公開とする。ただし、委員会が必要と認めたときは会議の一部又は全部を公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、評価の過程を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化・スポーツ部文化・交流課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年2月5日から施行する。

付 則 (一部改正〔平成30年4月11日目区文第199号〕)

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。